

令和元年度

公害関係各種調査結果

飯能市産業環境部

令和元年度公害関係各種調査結果

目 次

1	市内ゴルフ場における農薬調査結果	1
2	道路交通騒音測定結果	3
3	道路交通振動測定結果	6
4	大気関係常時監視測定結果	8
5	光化学スモッグ注意報発令日時内容	9
6	二酸化窒素環境濃度調査結果	10
7	公害関係苦情受付状況	11
8	地下水汚染調査結果	12
9	ダイオキシン類環境調査結果	14
10	不法投棄パトロール等の状況	18
11	公共用水域の水質調査結果	19

市内ゴルフ場における農薬調査結果
令和元年度

単位：mg/l

種類	ゴルフ場 項目	本市の 指針値	飯能ゴルフ倶楽部	久瀬 カントリークラブ	武蔵丘 ゴルフコース	飯能グリーン カントリークラブ
			R1.6.6	R1.6.6	R1.6.6	R1.6.6
殺虫剤	イソキサチオン	0.04	※	※	※	※
	クロルピリホス	0.01	※	※	※	※
	ダイアジノン	0.025	※	※	※	※
	チオジカルブ	0.4	※	※	※	※
	トリクロロホン	0.025	※	※	※	※
	フェントロチオン	0.015	※	※	※	※
	ペルメトリン	0.5	※	※	※	※
	ヘンズルタッフ	0.45	※	※	※	※
殺菌剤	イプロジオン	1.5	※	※	※	※
	イミノクタジンアルベシル 酸塩及びイミノクタジン 酢酸塩	0.03	※	※	※	※
	エトリシアゾール	0.02	※	※	※	※
	オキシ銅	0.1	※	※	※	※
	キャプタン	1.5	※	※	※	※
	クロタロニル	0.2	※	※	※	※
	クロネブ	0.25	※	※	※	※
	シフェノコナゾール	0.125	※	※	※	※
	シプロコナゾール	0.15	※	※	※	※
	チウラム	0.1	※	※	※	※
	チオファネートメチル	1.5	※	※	※	※
	チフルサミド	0.185	※	※	※	0.002
	テトラコナゾール	0.05	※	※	※	※
	トリフルミゾール	0.195	※	※	※	※
	トルクロホスメチル	1.0	※	※	※	※
	ハリタマイシン	6.0	※	※	※	※
	ヒドロキシイソキサゾール	0.5	※	※	※	※
	プロピコナゾール	0.25	※	※	※	※
	ヘノミル	0.1	※	※	※	※
	ホスカリト	0.55	※	※	※	※
ホセチル	11.5	※	※	※	※	
ホリカーハメート	0.15	※	※	※	※	
除草剤	アシュラム	5.0	※	※	※	0.001
	エトキシスルフロ	0.7	※	※	※	※
	シクロスルファミロン	0.4	※	※	※	※
	シテュロン	1.5	※	※	※	※
	シマジン	0.015	※	※	※	※
	トリクロピル	0.03	※	※	※	※
	ナプロパミド	0.15	※	※	※	※
	フラサスルフロ	0.15	※	※	※	※
	プロピサミド	0.25	※	※	※	※
	ヘンフルラリン	0.05	※	※	※	※
	MCPAイソプロピルアミ ン塩及びMCPAナ トリウム塩	0.025	※	※	※	※
植物成長調整剤						
トリネキサパックエチル	0.075	※	※	※	※	

備考：「※」は、定量下限値未満

指針値は、飯能市環境保全条例施行規則第40条に定める水質指針値

市内ゴルフ場における農薬調査結果
令和元年度

単位：mg/ℓ

種類	ゴルフ場 項目	本市の 指針値	飯能パーク カントリークラブ	東都飯能 カントリークラブ	飯能くすの樹 カントリー倶楽部	本市の 指針値	新武蔵丘 ゴルフコース
			R1.6.6	R1.6.6	R1.6.6		R1.6.6
殺虫剤	イソキサチオン	0.04	※	※	※	0.008	※
	クロルピリホス	0.01	※	※	※	0.002	※
	ダイアジノン	0.025	※	※	※	0.005	※
	チオジカルブ	0.4	※	※	※	0.08	※
	トリクロロホン	0.025	※	※	※	0.005	※
	フェニトロチオン	0.015	※	※	※	0.003	※
	ペルメリン	0.5	※	※	※	0.1	※
	ヘンスタップ	0.45	※	※	※	0.09	※
殺菌剤	イプロシオン	1.5	※	※	※	0.3	※
	イミノクタジンアルベシル 酸塩及びイミノクタジン	0.03	※	※	※	0.006	※
	エトリジアゾール	0.02	※	※	※	0.004	※
	オキシ銅	0.1	※	※	※	0.02	※
	キャプタン	1.5	※	※	※	0.3	※
	クロタロニル	0.2	※	※	※	0.04	※
	クロネブ	0.25	※	※	※	0.05	※
	ジフェノコナゾール	0.125	※	※	※	0.025	※
	シプロコナゾール	0.15	※	※	※	0.03	※
	チウラム	0.1	※	※	※	0.02	※
	チオファネートメチル	1.5	※	※	※	0.3	※
	チフルサミド	0.185	0.002	※	0.003	0.037	※
	テトラコナゾール	0.05	※	※	※	0.01	※
	トリフルミゾール	0.195	※	※	※	0.039	※
	トルクロホスメチル	1.0	※	※	※	0.2	※
	バリタマイシン	6.0	※	※	※	1.2	※
	ヒドロキシイソキサゾール	0.5	※	※	※	0.1	※
	プロピコナゾール	0.25	※	※	※	0.05	※
	ベノミル	0.1	※	※	※	0.02	※
	ボスカリド	0.55	※	※	※	0.11	※
ホセチル	11.5	※	※	※	2.3	※	
ポリカーバメート	0.15	※	※	※	0.03	※	
除草剤	アシュラム	5.0	※	※	※	1	0.002
	エトキシスルフロ	0.7	※	※	※	0.14	※
	シクロスルファミロン	0.4	※	※	※	0.08	※
	シテュロン	1.5	※	※	※	0.3	※
	シマジン	0.015	※	※	※	0.003	※
	トリクロピル	0.03	※	※	※	0.006	※
	ナプロパミド	0.15	※	※	※	0.03	※
	フラサスルフロ	0.15	※	※	※	0.03	※
	プロピサミド	0.25	※	※	※	0.05	※
	ペンフルリン	0.05	※	※	※	0.01	※
植物成長調整剤	MCPAイソプロピルアミ ン塩及びMCPAナト リウム塩	0.025	※	※	※	0.005	※
	トリネキサバクエチル	0.075	※	※	※	0.015	※

備考：「※」は、定量下限値未満

指針値は、飯能市環境保全条例施行規則第40条に定める水質指針値
(但し、新武蔵丘は、1/5)

道路交通騒音測定結果
令和元年度

図面 番号	道路名 測定地点・車線数 区域の区分	測定 日	時間帯別騒音レベル(dB)						走行 方向	交通量(台/10分)					平均 速度 (km/ h)
			測定値		環境基準		要請限度			大型	小型	二輪	小計	合計	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間							
1	県道飯能寄居線 下加治バイパス B 地域	11.28 ～ 11/29	66	63	○	○	○	○	飯能	11	63	1	75	145	39
									寄居	11	57	2	70		40
2	県道馬引沢飯能線 双柳373・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	63	56	○	○	○	○	狭山	2	33	3	38	76	45
									飯能	2	35	1	38		47
3	国道299号 双柳782・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	68	63	○	○	○	○	入間	2	68	1	71	149	48
									秩父	2	74	2	78		48
4	県道富岡入間線 阿須130・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	69	62	○	○	○	○	青梅	6	38	1	45	88	49
									入間	8	34	1	43		50
5	国道299号 八幡町13・2車線 C 地域	11.28 ～ 11/29	63	58	○	○	○	○	入間	3	38	1	42	98	34
									秩父	5	50	1	56		31
6	県道二本木飯能線 川寺627・2車線 C 地域	11.28 ～ 11/29	68	65	○	○	○	○	入間	6	29	1	36	77	41
									飯能	4	36	1	41		43
7	国道299号 飯能狭山バイパス 青木37・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	64	60	○	○	○	○	狭山	10	84	1	95	171	39
									飯能	14	61	1	76		42
8	県道飯能名栗線 永田539-1・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	67	61	○	○	○	○	飯能	3	47	1	51	123	41
									名栗	6	64	2	72		42
9	国道299号 井上169・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	71	69	×	×	○	○	入間	8	37	1	46	114	54
									秩父	13	53	2	68		57

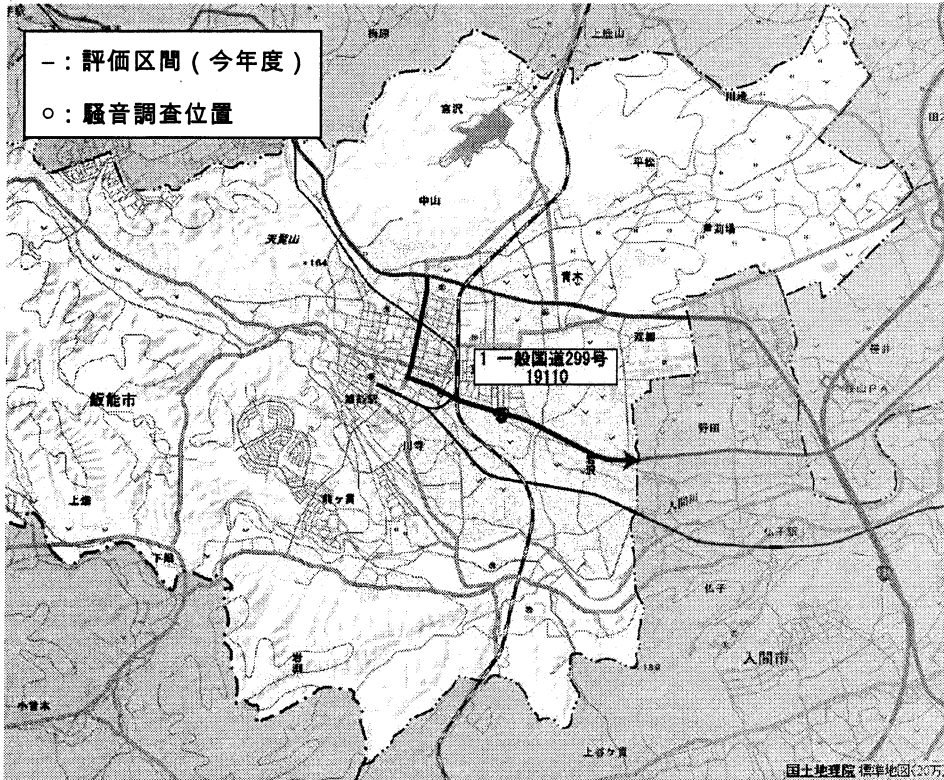
図面 番号	道路名 測定地点・車線数 区域の区分	測定 日	時間帯別騒音レベル(dB)						走行 方向	交通量(台/10分)					平均 速度 (km/ h)
			測定値		環境基準		要請限度			大型	小型	二輪	小計	合計	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間							
10	市道川寺上野線 飯能1344・2車線 B 地域	11.28 ～ 11/29	66	62	×	×	○	○	上野	13	58	0	71	149	43
									川寺	13	65	0	78		44

○…基準値内 ×…基準値超過 ※交通量台数は2回(11時、17時)測定した平均値
 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準。
 要請限度：自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、
 公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見が述べることができる限度。

考察：昼間(6時～22時)2地点、夜間(22時～6時)2地点に、環境基準の超過があります。
 しかし、いずれも要請限度を下回っています。

4<面的評価> 一般国道299号

昼夜別 区間数	昼 間			夜 間		
	達成戸数	全戸数	環境基準達成率	達成戸数	全戸数	環境基準達成率
1	1,214	1,214	100.0%	1,214	1,214	100.0%



<騒音に係る環境基準>

ア 一般の環境基準

地域の種類	時間の区分		該 当 地 域
	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)	
A	55dB以下	45dB以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途外
C	60dB以下	50dB以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域	65dB以下	60dB以下
C地域のうち車線を有する地域		

注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70dB以下	65dB以下

注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。